



2021 人事院勧告の概要です！

9月号でお知らせした通り、8月に勧告が出ました。公務員は民間と違い労働基本権が制約されているため、人事院が国家公務員の労働条件の改善を勧告します。今回、給与に関しては官民較差が19円と僅差であったため引下げはなかったものの、一時金（ボーナス）は0.15月分引き下げられ、4.30月分となりました。これは民間の支給割合が4.32月であるからという説明です。再任用職員の一時金も0.1月分引下げです。給与以外の労働条件では「育児休業等に関する法律の改正についての意見が次のように出されました。1、不妊治療のための有給特別休暇の新設 2、これまで原則1回の育児休業を2回までに制限緩和 3、育児参加のための休暇条件の緩和 4、非常勤職員に対しても同様に有給措置 以上が概要です。

では、以下に解説を…

昨年度のニュースでもお伝えしましたが、政権主導で「コロナで税収が厳しい」といった世論形成が広がれば「年収が減るのは仕方がない、民間はもっと厳しいようだから諦めよう」という雰囲気になります。教職員はそもそも人がいいし…？ しかしコロナ禍において、公衆衛生を支える職場、医療現場、各種の給付金支給などの公務に関わる職場の激務もまた多くの労働組合等により訴えられ、待遇改善があつてしかるべきという世論もあります。私たちは以前、TBS「報道特集」の制作者をお招きしてマスコミの実情を学習したことがあります。何をどのように放送するかは問題を抱える当事者からの働きかけが大きいとのこと。コロナや教育の現状について私たちの声を届けることが必要です。最近では上毛新聞等でコロナ対応による高崎市職員の残業の多さが報道されていました。公務員の激務を正當に評価する賃金引き上げをこれからも私たちは要求していきます。今後、地方公務員の労働条件については県の人事委員会勧告を基に秋の確定交渉を経て決めていくこととなります。私たちは全国の公務関係労組と協同していますが、確定交渉は県職連（県庁労組など）の一員として行動していきます。「公務員は優遇されすぎてから待遇改善は要らないんだ！」といった一部の宣伝に負けないように交渉や陳情、署名活動などを進めていきたいと思ひます。その一部をご紹介しますと、私たち本部役員は9月に複数回、人事委員と意見交換をする機会を持ちました。また、高崎支部では高経附の労働条件について高崎市教委と交渉しました。このように、私たちの要求は身近な事から国レベルの事まで多岐にわたりますが、基本となる考え方を以下に3つ紹介し、皆様の御意見をお聞きしたいと思ひます。



①橋本健二氏「新・日本の階級社会」によれば、今や日本は「格差」ではなく、「階級」社会。賃金の基準を下に摺り寄せせるのではなく、富裕層を視野において論じるべき。

②野村総研によればアベノミクス（2013年）以降、格差は増大、年収1億円以上（夫婦）の富裕層（2.4%）が純金融資産333兆円（全体の21.4%）を占める。世界では26人の富裕層が世界の富の半分を所有し、彼らが税金を0.5%だけ多く払えば多くの社会問題が解決するという指摘が続いている。日本も同様では。

③政府は日本の病床数が他国と比べて多いと言っているが、現実には入院できない人たちが増えて（「自宅療養」というまやかしの言葉遣い・実際は自宅放置）亡くなっている。1996年以降、保健所は減らされ続け、今や半減。公的病院も減らしてきた。医師数はOECD平均の約3分の2と少なく、看護師は100床当たりで米国の5分の1、英国の3分の1。

税金の使い方が違います。軍事費や富裕層優遇ではなく教育、福祉に税金を使うべきです。

高教組は教職員の労働条件改善のために頑張ります。ご支援・ご加入をお願いします。

詳しくは群馬高教組 HP をご覧ください！

HP はこちらから <http://www.ghu.org/> →



TEL : 027-231-2784 / FAX : 027-231-2787 / Email : ghtu@educas.jp